

「児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体運用ガイドライン案」に寄せられた  
主な御意見及びこれに対する児童ポルノ流通防止協議会の考え方について

1. 「児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体運用ガイドライン案」の修正

「児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体運用ガイドライン案」(以下、「ガイドライン案」といいます。)等に対し、皆様から電子メールや郵送、FAX によって 326 件の御意見を頂きました。いただいた御意見を踏まえ、ガイドラインの一部を修正いたしました。

なお、本ガイドラインにつきましては、児童ポルノ掲載アドレス作成管理団体が設置されてからの運用状況等を踏まえて、適宜見直しを行ってまいります。

| 寄せられた御意見の概要  | 御意見に対する協議会の考え方   |
|--|--|
| <p>第1 はじめに</p> <p>2 本ガイドラインにおける用語の説明</p> <p>「児童ポルノ」の用語の定義が曖昧ではないか。</p> <p>対象となる「児童ポルノ」が拡大解釈され、漫画、アニメ、ゲームといった二次元の創作物にまで対象が拡大するおそれがあるのではないか。</p> <p>(類似意見 131 件)</p>   | <p>本ガイドラインにおける「児童ポルノ」は、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」(平成 11 年法律 52 号)第 2 条第 3 項に定められた定義と同じとなっております。</p> <p>この定義から拡大解釈されないようにするためにも、専門委員会がリスト作成管理団体を監督し、リスト作成管理団体の適正な運用が図られる必要があると考えております。</p>   |
| <p>第2 リスト作成管理団体</p> <p>1 リスト作成管理団体設置にかかわる経緯</p> <p>「児童ポルノについては、その製造時に個々の児童への著しい性的虐待を伴うことや被害児童に対する脅迫の道具として利用され得るという問題があるほか、児童ポルノがインターネット上に一旦流通した場合には、これを回収することは極めて困難であり、性的虐待の現場を永久に残し、被害児童の心を傷つけ続けることとなるという問題や児童ポルノの流通によって児童を性欲の対象として捉える風潮を助長するという問</p> | <p>児童ポルノの特性については、G8 司法・内務閣僚級会合等においても言及されているとおり、被害児童に一生消えることのない傷を残し、その後も自己の画像が流通することに怯える人生を余儀なくされることなどから、他の違法情報と同列に扱うことは妥当ではないと指摘されています。また、インターネット・ホットラインセンターへの通報のうち、児童ポルノと判断されたものは、平成 19 年中 1,609 件であったものが、平成 20 年中には、1,864 件と増加しているとともに、警察庁が公表している統計に</p> |

|  |   |
|--|---|
| <p>題がある。そのため、児童ポルノは他の違法情報と明確に区分して対策を行う必要がある。」という記述は、根拠のない印象操作を含む記述ではないか。</p> <p>(類似意見 34 件)</p> <p>「児童ポルノについては、その製造時に個々の児童への著しい性的虐待を伴うことや被害児童に対する脅迫の道具として利用され得るという問題があるほか、児童ポルノがインターネット上に一旦流通した場合には、これを回収することは極めて困難であり、性的虐待の現場を永久に残し、被害児童の心を傷つけ続けることとなるという問題や児童ポルノの流通によって児童を性欲の対象として捉える風潮を助長するという問題がある。そのため、児童ポルノは他の違法情報と明確に区分して対策を行う必要がある。」について、児童自身が製造する場合、児童ポルノの流通に伴う二次被害という面等の内容を追加すべきではないか。</p> <p>(類似意見 1 件)</p> | <p>よれば、児童ポルノ禁止法違反の被害児童数として、平成 19 年中 275 人、平成 20 年中 338 人、平成 21 年中 411 人と増加しており深刻な状況となっております。</p> <p>なお、御指摘のような場合も含め、様々な被害があるということに留意してまいりたいと考えております。</p>  |
| <p>「ウェブサイト等には、依然として多数の児童ポルノが流通しており、インターネット利用者がこれらの児童ポルノを容易に検索、閲覧することが可能な状態となっている。」という記述は、根拠のない印象操作を含む記述ではないか。</p> <p>(類似意見 7 件)</p>  | <p>インターネット・ホットラインセンターへの通報のうち、児童ポルノと判断されたものは、平成 19 年中 1,609 件であったものが、平成 20 年中には、1,864 件と増加しております。また、警察庁が公表している統計によれば、児童ポルノ禁止法違反の被害児童数として、平成 19 年中 275 人、平成 20 年中 338 人、平成 21 年中 411 人と増加しており、ウェブサイト等には、依然として多数の児童ポルノが流通しているものと考えております。</p> |
| <p>「例えば、諸外国においては、既に官民が連携した対策が積極的に行われており、英国、イタリア、スウェーデン、</p>  | <p>当該記述については、諸外国における児童ポルノの流通防止対策として行われている事実について記述しております。</p>  |

|  |   |
|--|---|
| <p>フィンランドを始めとする多くの欧米諸国では、ホットラインの運用による児童ポルノの削除のほか、ISPによるブロッキング等の対策が実施されている。」という記述について、一方的な見方による記述ではないか。</p> <p>(類似意見 110 件)</p> |   |
| <p>インターネット上の児童ポルノの流通に歯止めをかけるための手段については、憲法や電気通信事業法等の関連する法令に合致する範囲で可能かつ合理的な手段として、行われる必要があるのではないか。</p> <p>(類似意見 61 件)</p>         | <p>インターネット上の児童ポルノの流通に歯止めをかけるための手段については、法令の範囲で行われるものですが、いただいた御意見を踏まえ、次のとおり修正いたします。</p> <p>(修正前)</p> <p>「インターネット上の児童ポルノの流通に歯止めをかけるため、あらゆる手段を重層的に講じていく必要がある。」</p> <p>(修正後)</p> <p>「インターネット上の児童ポルノの流通に歯止めをかけるため、法令に反しない範囲でかつ合理的なあらゆる手段を重層的に講じていく必要がある。」</p> |
| <p>第2 リスト作成管理団体</p> <p>2 リスト作成管理団体の在り方</p> <p>(1)基本的な考え方</p>   |   |
| <p>リスト作成管理団体は、監督及び財政面について、政府および関連機関から独立していることが望ましい。</p> <p>(類似意見 15 件)</p>   | <p>本ガイドラインでは、アドレスリストの作成、維持・管理等は民間イニシアティブによって実施することが明示されています。また、それらを実施するリスト作成管理団体は、児童ポルノ流通防止協議会において選出された学識経験者、法律専門家、民間団体・業界団体の代表者等の児童ポルノの流通防止に関する知見を有する専門委員から構成される専門委員会によって選定され、監督されることとなっています。</p>  |
| <p>透明性と客観性を確保するため、アドレスリストの公開が必要ではないか。</p> <p>(類似意見 18 件)</p>   | <p>アドレスリストを公開することは、児童ポルノサイトの存在を公開することにつながり、児童ポルノの流通を促すことになってしまうことから、原則として、非公開といたしますが、透</p>  |

|                 |   |   |
|-----------------|---|---|
|                 |   | 明性・客観性を確保するために、必要な取組みの検討を行ってまいりたいと考えております。  |
|                 | 「児童ポルノについては、提供が禁止されるなど既に表現の自由は制限されているものの」とされているのは、表現の自由より児童ポルノ規制の方が優先されるべきかのような不適切な記載ではないか。<br>(類似意見 1 件) | 「表現の自由の制限」が認められる範囲については、既に判例で示されております。  |
|                 | 政府機関からの独立性を強く打ち出すべきではないか。<br>(意見 1 件)<br>「民間のイニシアティブ」であっても、警察等が関与することから、事実上の検閲ではないか。<br>(類似意見 82 件)       | 政府機関からの独立性が必要であることから、いただいた御意見を踏まえ、次のとおり修正いたします。<br>(修正前)<br>アドレスリストの作成、維持・管理等については、民間のイニシアティブにて実施することが望ましい。<br>(修正後)<br>アドレスリストの作成、維持・管理等については、 <b>政府機関や民間事業者等に対し中立性が認められる</b> 民間のイニシアティブにて実施することが望ましい。 |
|                 | 「民間のイニシアティブ」として、民間主導の取組みとなることが、過度な規制強化につながるのではないか。<br>(類似意見 59 件)   | 過度な規制強化につながらないようにリスト作成管理団体が適正な運用を図ることが必要と考えております。   |
|                 | リスト作成管理団体は設置されるべきではない。<br>(類似意見 169 件)  | 児童ポルノの流通防止対策を推進する上で、リスト作成管理団体の設置が必要であると考えております。   |
| 第 2 リスト作成管理団体   |   |   |
| 2 リスト作成管理団体の在り方 |   |   |
| (2) 専門委員会の設置    |   |   |
|                 | 専門委員会の人選に偏りが無いようにしなければならないのではないか。<br>(類似意見 25 件)  | 専門委員会は、学識経験者、法律専門家、民間団体・業界団体の代表者等から構成されることとなっております。   |

|   |   |  |
|---|---|--|
|   | <p>リスト作成管理団体の運営状況等についての専門委員会への定期的な報告が、最低年1回とされてしまうのは、少ないのではないか。</p> <p>(類似意見2件)</p>                                 | <p>定期報告の回数については、少なくとも年1回としておりますが、運営状況等により、必要に応じて見直しを図られるものと考えております。</p>  |
|   | <p>専門委員会の(児童ポルノに係る情報を除く)議事録を情報公開すべきではないか。</p> <p>(類似意見2件)</p>   | <p>児童ポルノに係る情報が含まれる可能性があるほか、専門委員会において自由な議論を行えるようにするなどの理由から、専門委員会の議事録について公開することは慎重な検討が必要であると考えておりますが、専門委員会の透明性・客観性を高めるため検討を行ってまいりたいと考えております。</p>   |
| <p>第2 リスト作成管理団体</p> <p>3 リスト作成管理団体の行う業務</p> |   |  |
|   | <p>アドレスリストの作成に係る判断基準、判断過程について公開が必要ではないか。</p> <p>(類似意見76件)</p>   | <p>アドレスリストの作成においては、透明性・客観性を高める必要があることから、いただいた御意見を踏まえ、次のとおり修正いたします。</p> <p>(修正前)</p> <p>警察庁及びインターネット・ホットラインセンターからの児童ポルノに関する情報提供に基づき、児童ポルノ該当性を判断した上で、アドレスリストを作成する。</p> <p>(修正後)</p> <p>警察庁及びインターネット・ホットラインセンターからの児童ポルノに関する情報提供に基づき、児童ポルノ該当性を判断した上で、アドレスリストを作成する。</p> <p><b>なお、アドレスリストの作成に係る判断基準、判断過程について、ウェブページ等で公表する。</b></p> |
|   | <p>リスト作成管理団体の透明性・中立性・客観性を確保するために、統計情報のみの公表では不足ではないか。</p> <p>(類似意見32件)</p> <p>除外要請件数等の統計情報について、細分化して公表する必要があるのでは</p> | <p>アドレスリスト作成管理団体の透明性・客観性を確保するため、必要な情報の公表について検討を行ってまいりたいと考えております。</p>   |

|                        |   |   |
|------------------------|---|---|
|                        | ないか。<br>(意見 1 件)  |   |
|                        | 一般のインターネット利用者からの除外要請を受け付けるべきではないか。<br>(類似意見 4 件)                                  | 通常、サイト管理者等が児童ポルノの掲載の有無を発見することが想定されることから、原則として、アドレスリストからの除外要請は「サイト管理者等」とすることが妥当と考えておりますが、今後の運用状況を踏まえて、検討を行ってまいりたいと考えております。                       |
|                        | サイト管理者等へアドレスリストに掲載したことを通知する必要があるのではないか。<br>(意見 1 件)                               | アドレスリストに掲載されるウェブサイト等については、警察やインターネット・ホットラインセンターから削除要請がなされているものが対象となっておりますが、効果的な削除要請ができない場合、流通が拡大している場合にもアドレスリストの対象とすることが必要と考えております。             |
| 第 3 アドレスリスト            |   |   |
| 1 アドレスリストの作成           |   |   |
| (1)アドレスリスト作成時の情報提供元の範囲 |   |   |
|                        | 透明性を高めるためには例外を認めるべきではなく、「原則として」という表現は削除すべきではないか。<br>(類似意見 1 件)                    | アドレスリストの作成時の情報提供元について、警察庁とインターネット・ホットラインセンターのみを想定しております。また、例外については、今後の専門委員会等の議論において検討されるものと考えますが、海外の同種の機関等からの情報提供となる可能性を完全に排除されるものではないと考えております。 |
|                        | 警察庁等から情報の提供を受けた後、リスト作成管理団体が独自に改めて児童ポルノ該当性を見直す作業がなされるのか。<br>(類似意見 3 件)             | 警察庁等から受領した情報について、リスト作成管理団体にて、児童ポルノ該当性を判断することとしております。  |
| 21                     | 警察庁及びインターネット・ホットラインセンターからの情報提供により、対象とする児童ポルノを恣意的な運用により拡大できるのではないか。<br>(類似意見 64 件) | 本ガイドラインにおいては、対象となる児童ポルノは、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」に定められた定義と同じであり、その児童ポルノに限定されております。   |

|                    |  |
|--------------------|--|
| 第3 アドレスリスト         |  |
| 1 アドレスリストの作成       |  |
| (2)アドレスリストの対象とする範囲 |  |
| 22                 | <p>アドレスリストの対象とする範囲においては、「・海外サーバに蔵置されているもの」のみを対象とし、「・サイト管理者等への削除要請を行ったが削除されなかったもの」「・サイト管理者等への削除要請が困難であるもの」「・その他、既に多くのウェブサイト又はウェブページを通じて流通が拡大しているなど、迅速かつ重層的な流通防止対策が必要で、事前に専門委員会の承認を得たもの」は削除すべきである。</p> <p>(意見1件)</p>   |
|                    | <p>国内に設置されたサーバに蔵置されている違法な児童ポルノについては、警察による取締りやインターネット・ホットラインセンターからプロバイダーへの削除要請等の対応が行われておりますが、サイト管理者が削除要請に応じない、サイト管理者に連絡がとれない等により速やかな削除につながらない場合も見られます。また、既に多くのウェブサイト又はウェブページに流通が拡大しているものについても迅速な対応が可能となるように、専門委員会の承認を受け、児童ポルノの流通防止対策を推進する事業者等にこれらを提供することが重要であると考えております。</p>   |
| 23                 | <p>アドレスリストの対象とする範囲に含まれる「海外サーバに蔵置されているもの」については、アドレスリストの対象とはせず、日本の警察が海外の捜査機関に協力し取り締まりを行えばよい。</p> <p>(類似意見19件)</p>  |
|                    | <p>警察において各国警察機関と連携した取締りが行われているほか、インターネット・ホットラインセンターにおいても、諸外国におけるホットライン相互間の連絡組織である INHOPE (International Hotline Association of Internet Hotlines) を通じた違法情報への対応を推進しておりますが、諸外国においてサイト管理者が削除要請に応じない、サイト管理者に連絡がとれない等により速やかな削除につながらないケースも見られます。そのような場合にも対応可能となるよう、アドレスリストを作成し、児童ポルノの流通防止対策を推進する事業者等にこれらを提供することが重要であると考えております。</p> |
| 第3 アドレスリスト         |  |
| 1 アドレスリストの作成       |  |
| (3)アドレスリストに掲載する情報  |  |
| 24                 | <p>児童ポルノに係る情報として、「児童ポルノが掲載されているウェブサイト又はウェブページのURL、IPア</p>  |
|                    | <p>当該項目は、リンクを有しているだけのウェブページを対象としているのではなく、同じウェブサイト内ではなく、別のリンク先として児童ポルノ画像自</p>   |

|    |   |  |
|----|---|--|
| 25 | <p>ドレス」「リンク先に児童ポルノが掲載されているウェブサイト又はウェブページの URL、IP アドレス」の記述の違いが明確ではなく、リンクを有しているだけのウェブページを対象としているのではないか。</p> <p>(類似意見 6 件)</p> <p>児童ポルノに係る情報については、児童ポルノのウェブサイト又はウェブページのディレクトリに限られるべきではないか。</p> <p>(類似意見 5 件)</p> | <p>体が掲載されているリンク先のウェブページも掲載することを想定しておりますが、記述に誤解を招く可能性があることから、御意見を踏まえ、次のとおり修正いたします。</p> <p>(修正前)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童ポルノが掲載されているウェブサイト又はウェブページの URL、IP アドレス</li> <li>・リンク先に児童ポルノ画像が掲載されている場合の当該リンク先の URL、IP アドレス</li> </ul> <p>(以下、「児童ポルノが掲載されているウェブサイト又はウェブページの URL、IP アドレス」と「リンク先に児童ポルノ画像が掲載されている場合の当該リンク先の URL、IP アドレス」を合わせて、「児童ポルノに係る URL 情報等」という。)</p> <p>(修正後)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童ポルノが掲載されているウェブサイト又はウェブページの URL、IP アドレス(児童ポルノ画像自体の URL も含む。)</li> </ul> <p>(以下、「児童ポルノに係る URL 情報等」という。)</p> |
| 26 | <p>児童ポルノが掲載されている特定のウェブサイト又はウェブページの URL、IP アドレスは管理情報として記録するべきではないか。</p> <p>(意見 1 件)</p>  | <p>「児童ポルノに係る情報」に掲載される情報と同じ URL、IP アドレスを「管理情報」に掲載することは、事務手続きが煩雑になることから適当ではないと考えますが、警察庁等から提供を受けた情報については、リスト作成管理団体において情報を提供したものから拡大されていないか等の客観性を高めるため、記録する必要があることから、御意見を踏まえ、「イ 管理情報」の項目に次の内容追加いたします。</p> <p>(追加する内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・警察庁及びインターネット・ホットラインセンターから情報の提供を受けた児童ポルノの掲載されている特定のウェブサイト又はウェブページの URL、IP アドレス</li> </ul>   |



|                             |  |   |
|-----------------------------|--|---|
| 第3 アドレスリスト                  |  |   |
| 3 アドレスリストの提供                |  |   |
| (1)アドレスリストの利用事業者の範囲         |  |   |
| 27                          | <p>アドレスリスト利用事業者は、警察や総務省、経産省などの規制官庁からアドレスリストを無理矢理押しつけられるのではないかと。<br/>(類似意見 21 件)</p>  | <p>アドレスリスト利用事業者においては、アドレスリストの提供を自主的に求めた国内のISP、検索エンジンサービス事業者及びフィルタリング事業者等としております。</p>                                      |
| 第3 アドレスリスト                  |  |   |
| 3 アドレスリストの提供                |  |   |
| (3)アドレスリスト利用事業者との契約締結       |  |   |
| 28                          | <p>どの個人がアドレスリストに掲載された URL にアクセスしたかといった記録が残ることは「通信の秘密」をおびやかすことになるため、契約内容には「児童ポルノの流通防止策においては、アドレスリストの適用結果と個人を結びつける情報を保存しないこと」を追加すべきである。<br/>(意見 1 件)</p> | <p>アドレスリスト利用事業者との契約においては、アドレスリストの流用や悪用等を防止するため、その利用目的を児童ポルノの流通防止対策に限定することとしております。</p>                                     |
| 29                          | <p>契約内容には「エンドユーザからの除外要請を受け付けてリスト作成管理団体へ通報する体制を整備すること」を追加すべきである。<br/>(意見 1 件)</p>   | <p>アドレスリスト利用事業者の体制等も異なることから、契約事項として、一律にアドレスリスト利用事業者に対して体制の整備を義務づけることは適当ではないものと考えておりますが、今後の運用状況を踏まえ検討を行ってまいりたいと考えています。</p> |
| 30                          | <p>アドレスリスト利用事業者が契約を遵守していることの確認方法を明確にする必要があるのではないかと。<br/>(意見 1 件)</p>   | <p>貴重な御意見として、今後の参考とさせていただきます。</p>   |
| 第4 リスト作成管理団体の適切な運営の確保のための措置 |  |   |
| 4 リスト作成管理団体の職員に係る留意事項       |  |   |
| 31                          | <p>悪意を持った犯罪者が気づかれずに職員になってしまわないような方策が必要ではないかと。<br/>(意見 1 件)</p>   | <p>貴重な御意見として、今後の参考とさせていただきます。</p>   |

|                             |   |   |
|-----------------------------|---|---|
| 32                          | リスト作成管理団体の職員にふさわしくない者について、「児童ポルノに対して極端な忌避感情を持つ者」を加える必要があるのではないか。<br>(意見1件)                                      | 本項目については、アドレスリストの悪用を防止するために最低限必要な事項を定めたものであり、職員の適否を定めるものではありません。                                |
| 33                          | リスト作成管理団体は「専門委員が属する企業と取引があるその他特別な関係にある者が含まれてはならない」という条項を付け加えるべきではないか。<br>(意見1件)                                 | 本項目については、アドレスリストの悪用を防止するために最低限必要な事項を定めたものであり、委員・職員の適否を定めるものではありません。                             |
| 第4 リスト作成管理団体の適切な運営の確保のための措置 |   |   |
| 5 公平性・中立性の確保                |   |   |
| 34                          | 中立性を保つためには、活動資金は民間からのものに限ることとし、政府からの補助金を受けるなどしないようにする必要はあるのではないか。<br>(類似意見2件)                                   | 公平性・中立性を確保するためには、資金提供を受けた場合に公表することが重要であると考えております。   |
| 35                          | 犯罪者から資金提供を受ける可能性があることから、資金提供は一切受けないものにする必要があるのではないか。<br>(類似意見1件)  |   |
| 第5 本ガイドラインの見直し              |   |   |
| 36                          | ガイドラインの見直しについて、期間を定める必要があるのではないか。<br>(類似意見1件)   | ガイドラインの見直しについては、今後のリスト作成管理団体の運営状況等を踏まえつつ、検討する必要があると考えております。                                     |
| 37                          | 児童ポルノ掲載アドレスリストの利用や児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体の運用ガイドラインについては、法的課題の検討が必要不可欠であり、その検討によっては運用ガイドラインの在り方を見直す必要がある。<br>(意見1件) | 児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体の運用ガイドラインについては、インターネット上を流通する児童ポルノをめぐる状況の変化等に応じて、適宜見直し等を行うことが必要であるとと考えております。 |
| 別添 アドレスリストの維持・管理について        |   |   |
| 1 児童ポルノ該当性判定アドバイザーの設置       |   |   |
| 38                          | 児童ポルノ該当性判定アドバイザー  | 本ガイドラインでは、児童ポルノ該当性判定  |

|  |  |   |
|--|--|---|
| 39   | <p>の選定基準が不明確ではないか。<br/> (類似意見 17 件)</p> <p>児童ポルノ該当性判定アドバイザーにアダルトコンテンツに通じた人物も必要ではないか。<br/> (類似意見 1 件)</p> | <p>アドバイザーについては、別添「アドレスリストの維持・管理について」に準じた取組みが行われることが必要であると考えております。アドレスリストからの除外要請を受けた児童ポルノが存在した場合にのみ、改めて児童ポルノの該当性の判定を行うことから、児童ポルノに該当するか否かを専門的な知識により慎重に判定可能な法律専門家、医師を必ず含むこととしております。</p>                          |
| 40   | <p>児童ポルノ該当性判定アドバイザーは常にアドバイスを出す必要があるのではないか。<br/> (意見 1 件)</p>   | <p>本ガイドラインにおいては、児童ポルノ該当性判定アドバイザーについては、別添「アドレスリストの維持・管理について」に準じた取組みが行われることが必要であることから、基本的には、除外要請を受けた際には専門的な知識により慎重に判定可能な専門家が必要なものと考えておりますが、児童ポルノ該当性アドバイザーによる判定を行う基準等については、今後の運用状況等を踏まえ、検討を行ってまいりたいと考えております。</p> |
| 41   | <p>児童ポルノ該当性判定アドバイザーの設置は必要ないのではないか。<br/> (類似意見 21 件)</p>  | <p>アドレスリストからの除外要請を受けた児童ポルノが存在した場合にのみ、改めて児童ポルノの該当性の判定を行う必要があることから、児童ポルノ該当性判定アドバイザーの設置は必要と考えております。</p>  |
| <p>別添 アドレスリストの維持・管理について</p> <p>3 サイト管理者等及びアドレスリスト利用事業者によるアドレスリストからの除外要請</p> <p>(2)存在及び内容の確認の実施</p> |  |   |
| 42   | <p>ア、イの項目を削除するべきではないか。<br/> (意見 1 件)</p>   | <p>存在及び内容の確認の処理については、ア、イについて準じて行う必要があると考えております。</p>   |
| 43   | <p>児童ポルノと該当しなかった場合には、「児童ポルノに係る URL 情報等を完全に削除する」と言及されているが、改めて通報があった場合の照合に備え、「通報がありながら、児童ポルノと該当</p>        | <p>運用においては、アドレスリストに掲載する情報と混在しないように配慮しつつ、除外要請への対応に係る情報に、児童ポルノと該当しなかった URL を記録して残すなど、慎重に検討する必要があると考えております</p>   |

|  |   |  |
|--|---|--|
|  | しなかった URL」についてもデータベース上で管理した方が運用の効率化に資するのではないか。<br>(意見 1 件)            |  |
| 別添 アドレスリストの維持・管理について                     |   |  |
| 3 サイト管理者等及びアドレスリスト利用事業者によるアドレスリストからの除外要請 |   |  |
| (3)要請者への処理結果の連絡                          |   |  |
| 44                                       | アの場合も十分な透明性と客観性を確保するため判定理由を連絡するべきではないか。<br>(意見 1 件)                   | アについては、児童ポルノが確認できなかった場合であり、児童ポルノの該当性について判定されるものではありません。<br>なお、不存在の場合であっても、処理結果として不存在である旨等も連絡されるものと考えております。     |
| その他、ガイドライン案に対する御意見                       |   |  |
| 45                                       | アドレスリストを利用した児童ポルノ流通防止対策による事故に対する責任の所在が明確化されていないのではないか。<br>(類似意見 31 件) | アドレスリストを利用した児童ポルノ流通防止対策による事故への責任の所在については、事故の発生理由に様々な場合が考えられるため、個々に判断されるものと考えております。                             |
| 46                                       | リスト作成管理団体は、情報公開法に基づき情報を公開すべきではないか。<br>(類似意見 7 件)                      | リスト作成管理団体については、運営を行う団体が関係する法令に基づき、必要な情報の公開等を行っていくものと考えております。   |
| 47                                       | 児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体は天下りのための団体ではないのか。<br>(類似意見 8 件)                   | 児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体は、中立性の認められる民間のイニシアティブにて実施されるものであり、透明性・客観性を確保するための措置が講じられていることから、いわゆる天下りの問題は生じないものと考えております。 |
| 48                                       | 児童のみならず、犯罪の被害にあった人の保護のため、ガイドラインに基づく流通防止対策を講じていくことは正しい。<br>(類似意見 2 件)  | 貴重な御意見として、今後の参考とさせていただきます。   |
| 49                                       | ブロッキングの導入を前提にリスト  | ブロッキングについては、今後も引き続き検   |

|    |  |   |
|----|--|---|
|    | 管理団体が設置されるべきではない。<br>(類似意見 26 件)   | 討が行われるものと考えております。   |
| 50 | アドレスリストの作成、維持・管理等が民間のイニシアティブとして実施される上で、児童ポルノの単純所持違法化へ向けた動き等も踏まえ、「リスト管理団体」の法的な地位については明確にされる必要があるのではないか。<br>(類似意見 1 件) | 「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」の改正につきましては、国会にて審議されるものと承知しております。 |
| 51 | ガイドラインを白紙にすべきである。<br>(類似意見 45 件)   | 児童ポルノの流通防止対策を推進する上で、リスト作成管理団体の設置が必要であると考えております。                     |

## 2. ガイドライン案以外の御意見や協議会に対する御意見

寄せられた御意見の中には、ガイドライン案以外の御意見や協議会に対する御意見がございました。その他の御意見は、今後の参考とさせていただきます。

パブリックコメントの期間が短い。

WG「我が国でのブロッキングの実現に向けた技術的・法的な課題の整理」に関する意見募集がない。

児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体の運用ガイドラインとブロッキングの検討は、同時にやるべきではない。

児童ポルノ流通防止協議会は解散すべきである。

児童ポルノ流通防止協議会のメンバーに偏りがある。

被害児童の救済に力を入れるべきである。

ブロッキングを行うことは、表現の自由（知る権利・情報アクセスの権利を含む）や検閲の禁止、通信の秘密といった国民の基本的な権利を侵害する。

ブロッキングの透明性及び検証を行う必要がある。

ブロッキングを実施することは、性犯罪の助長につながる。

ブロッキングを実施すれば、特定サイトへのブロッキング等恣意的な運用がなされる可能性がある。

ブロッキングは効果が得られない可能性がある。

児童ポルノのブロッキング等については、警察が取締りを行う又は諸外国と連携すれば解決できる問題である。

ブロッキングによりオーバーブロッキングの事例は海外で報告されている。

ブロッキングにより、インターネットに関わる大手企業のみが利益を得る可能性があり、ベンチャー育成の意味からおかしい。

警察庁が、業務を通じて知りえた情報を民間団体へ流すことは法律とモラルの点の極めて大きな問題がある。

アドレスリスト作成管理団体を設置する必要はなく、警察に取締りと削除要請ができる人員を確保すべきである。

児童ポルノ法の現行法の適用で十分である。

以上